定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年六月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年五月三十一日

東京都江東区亀戸六丁目五七番二〇号

株式会社明治テクノサービス

代表取締役　若原　敏幸

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年六月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年五月三十一日

愛知県清須市西枇杷島町旭三丁目八番地

明治チューインガム株式会社

代表取締役　坂上　隆一

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年六月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年五月三十一日

岡山市北区表町一丁目四番六〇号

株式会社服部時計店

代表取締役　服部　修一

株式分割につき通知公告

当社は、株式一株を五株に分割することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十八年六月二十一日です。

平成二十八年五月三十一日

兵庫県加東市上滝野一五七三番地二

藤井電工株式会社

代表取締役　藤井　信孝

株式分割につき通知公告

当社は、株式一株を六、八株に分割することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十八年六月二十一日です。

平成二十八年五月三十一日

兵庫県加東市上滝野一五七三番地二

藤電商事株式会社

代表取締役　藤井　信孝

株式分割につき通知公告

当社は、株式一株を四千五百株に分割することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十八年六月二十一日です。

平成二十八年五月三十一日

兵庫県加東市上滝野一五七三番地二

藤商管理株式会社

代表取締役　藤井　信孝

株式募集事項につき通知公告

当社は、株式募集事項につき、平成二十八年五月二十五日開催の取締役会において左記のとおり決議いたしましたので公告します。

記

一、募集株式の種類及び数　普通株式二〇〇、〇〇〇株

二、払込金額又はその算定方法　一株につき金七十五円

三、現物出資に関する事項　該当なし

四、払込期日又は期間等　平成二十八年六月十五日から平成二十八年六月二十日

五、増加資本金及び資本準備金　出資された財産の額の二分の一（一円未満切上げ）を増加資本金の額とし、その余りを資本準備金の額とする。

以　上

平成二十八年五月三十一日

東京都渋谷区桜丘町二六番一

レジェンドホールディングス株式会社

代表取締役　嶋田　秀子

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社秋山商店と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十八年七月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年五月三十一日

香川県丸亀市通町二八番地

株式会社秋山寅吉商店

代表取締役　秋山　景子

株式交換につき株券等提出公告

当社は、株式会社ダイソウホールディングを完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十八年七月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年五月三十一日

広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号

株式会社大創産業

代表取締役　矢野　博丈

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である田口善章が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年五月三十一日

千葉県千葉市稲毛区小仲台三丁目一四番二号棟一一〇号室

MARSEILLE, INC.

日本における代表者　田口　善章

限定承認公告

本籍大阪府吹田市泉町二丁目三三番、最後の住所大阪市西成区萩之茶屋一丁目六番一三―四〇三号　被相続人　亡　武内　孝幸

右被相続人は平成二十八年二月二十日死亡し、その相続人は平成二十八年五月十七日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月三十一日

大阪府吹田市古江台三丁目一七―二

限定承認者　武内　結子

限定承認公告

本籍大阪府大阪市港区八幡屋二丁目五番、最後の住所大阪府大阪市港区八幡屋二丁目四―四〇三号　被相続人　亡　辻　貴久美

右被相続人は平成二十六年十月十九日死亡し、その相続人は平成二十八年五月十七日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月三十一日

岡山県岡山市北区平田一一〇番地一一五Ｆ一一〇

限定承認者　黒臺　宗宏

限定承認公告

本籍岡山県都窪郡早島町早島三〇一番地、最後の住所岡山県都窪郡早島町早島三〇六番地

被相続人　亡　舩越　正義

右被相続人は平成二十八年二月二十三日死亡し、その相続人は平成二十八年五月二十日岡山家庭裁判所倉敷支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月三十一日

岡山県都窪郡早島町早島三〇六番地

相続財産管理人　舩越　健一

訂正公告

平成二十八年五月十六日掲載の資本金の額の減少公告中、「株式会社青山荘」とあるは、「株式会社青山社」の誤りにつき訂正します。

平成二十八年五月三十一日

名古屋市名東区高柳町一七〇一番地リフィア藤が丘五二一号

株式会社青山社

代表取締役　魚住　耕太

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十八年三月三十一日（号外第七十三号）公布外務省令第五号（外務省組織規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）	六九	上	九参加し、一人は参画し、一人は	命を受けて」
平成二十八年一月二十一日国土交通省告示第二百四十号（定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件）（原稿誤り）	九九	上	終りから一八	前各号
九ページ二段終りから一行目から三段三行目の「並びに地階及び三階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ百平方メートル以下のもの」を削る。	四九	〃	〃	その取り消し
平成二十八年四月二十八日（号外第九十八号）国土交通省告示第七百二十号（特殊貨物を収納する海上コンテナの質量の確定方法等を定める件）（原稿誤り）	五〇	上	七二週間までに	二週間前までに
同日（同号外）国土交通省告示第七百二十一号（危険物を収納する海上コンテナの質量の確定方法等を定める件）（原稿誤り）	四八	下	五第五条ただし書第五条第二項に	八前号各号
	五〇	下	終りから一三	質量告示第六条第一項
	六			質量確定告示第六条第一項

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月三十一日付第一二〇号
三月二十三日付参会第一四九六ページ●同日付政府調達第一〇〇号四〇ページ●

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）